

薬物乱用防止対策

厚生労働省における主な薬物乱用防止対策

1. 第三次薬物乱用防止五か年戦略に関する主な成果(平成20年8月策定)

①普及啓発

○青少年に対する啓発強化

小学6年生保護者、高校3年生、有職、無職の未成年を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成、配布した。さらに、合法ハーブ等と称して販売される薬物の危険性・有害性に関する情報を充実させた

○街頭キャンペーン等による啓発の充実

全国での街頭キャンペーンや全国主要6都市における薬物乱用防止運動を実施し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及

○広報啓発活動の強化

- ・ 新たな指定薬物若しくは麻薬が指定される度にそれらの情報を更新し、啓発及び規制強化を周知する主旨のポスターを作成し、厚生労働省HP掲載
- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物に対する事業として、「あやしいヤクブツ連絡ネット」を新たに開設し、指定薬物等に関連する情報の収集や提供、相談対応を開始し、国民が一元的に指定薬物の危険性等に関する情報にアクセスできるようにした。



(薬物乱用防止普及啓発読本)



(合法ハーブ等と称して販売される薬物に関するポスター)

②再乱用防止

(1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実

- 薬物に係る相談担当者や市民を対象に「再乱用防止対策講習会」及び、都道府県職員、医療関係者、矯正施設職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6か所で開催したことにより、相談対応における関係機関との連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。
- 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布したほか、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行うことにより、相談窓口の周知及び利用促進を図ることができた。
- 保健所(全国に495カ所)・精神保健福祉センター(全国に69カ所、(東京都に3カ所、各道府県に1カ所、各政令指定都市に1カ所))及び、全国の麻薬取締部(7局・1支局・1支所・3分室)の薬物相談窓口において、薬物関連相談事業の実施。

(単位:件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保健所	6,061	7,430	7,685	6,931	10,497	11,672
精神保健福祉センター	3,325	3,700	3,967	3,474	5,198	6,266
麻薬取締部	—	913	1,104	1,305	1,530	1,144
合計	9,386	12,043	12,756	11,710	17,225	19,082

(2) 民間団体等との連携強化

薬物に係る相談担当者や市民を対象に「再乱用防止対策講習会」の開催や、薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)を、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布することにより、薬物の再乱用防止にかかる民間団体等との連携が強化され、再乱用防止を推進した。

(3) 薬物乱用の実態に関する研究の推進

厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握のため、全国の中学生及び児童自立支援施設等における、薬物乱用等の意識・実態等の調査を実施し、状況を把握することができた。また、これらの成果により薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を有効に推進した。

(4) その他

麻薬取締部において検挙した保護観察処分につかない執行猶予判決を受けた初犯薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施し、検挙した保護観察処分につかない初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止を支援した。

③取締

麻薬取締官による麻薬・覚醒剤事犯等検挙件数・人員及び押収の推移

1. 法令別検挙件数・人員

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
覚せい剤取締法	件数	281	289	292	396	370
	人員	246	249	240	321	317
大麻取締法	件数	104	203	130	128	95
	人員	125	220	144	138	98
麻薬及び向精神薬取締法	件数	110	72	71	113	76
	人員	120	80	73	104	66
麻薬特例法	件数	2	5	14	11	19
	人員	3	13	20	10	32
あへん法	件数	7	0	4	0	0
	人員	7	0	2	0	0
合計件数		504	569	511	648	560
合計人員		501	562	479	573	513

注1) 警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。

2. 主な薬物の押収量

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
ヘロイン(g)	0.3	0.2	23.5	1.1	0
コカイン(g)	264.0	145.3	163.2	154.1	4.7
MDMA等錠剤型合成麻薬(錠)	7,407	5,558	923	1,107	31
乾燥大麻(大麻たばこを含む)(kg)	6.2	13.1	37.1	6.0	31.2
大麻草(本)	265	554	1,743	218	970
大麻樹脂(kg)	0.5	0.2	2.0	0.5	0.8
あへん(g)	25.6	0	3.8	0	0
覚醒剤(kg)	300.4	10.3	2.0	11.8	118.4

注2) 警察等関係取締機関との合同捜査により押収した薬物を含む。

注3) 覚醒剤については、粉末のみ計上。

注4) MDMA等錠剤型合成麻薬については破片、粉末等を計上していない。

法改正による指定薬物の取締り体制の強化(平成25年5月17日公布、10月1日施行)

○ 麻薬取締官・員による取締り等の範囲の拡充

- ① 薬事法上の指定薬物に係る罪について、司法警察員として職務を行えるようにすること
- ② 指定薬物等に関し、廃棄、立入検査、収去等をする職権を行使できるようにすること

○ 「収去」の権限の新設

厚生労働大臣又は都道府県知事は、薬事監視員等に指定薬物又はその疑いがある物品について、必要な限度で、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができるものとする。また、収去権限の追加に伴い、立入検査を指定薬物の規制に必要な場合に行うことができることとすること。

○ 罰則の制定

収去等を拒んだ場合には、50万円以下の罰金

指定薬物及び麻薬の指定状況(平成24年度以降)

○ 指定薬物の指定状況

- | | |
|--------|--|
| 6月 1日 | 指定薬物 9物質の指定省令公布、7月 1日施行 |
| 10月17日 | 指定薬物17物質の指定省令公布、11月16日施行 |
| 12月17日 | 指定薬物 8物質の指定省令公布、1月16日施行 |
| 2月20日 | 指定薬物の包括指定の省令公布、3月22日施行 (772物質を指定薬物に指定)
(ナフトイルインドール骨格を有する合成カンナビノイド) (うち2物質は現在、麻薬に指定) |
| 4月30日 | 指定薬物27物質の指定省令公布、5月30日施行 |
| 6月28日 | 指定薬物 5物質の指定省令公布、7月28日施行 |

○ 麻薬の指定状況

- | | |
|-------|----------------------|
| 7月 4日 | 麻薬4物質の指定政令公布、8月 3日施行 |
| 1月30日 | 麻薬6物質の指定政令公布、3月 1日施行 |
| 4月26日 | 麻薬2物質の指定政令公布、5月26日施行 |

乱用薬物の規制強化について(平成24年度からの実績)

新たな乱用薬物が次々に登場しており、規制と規制逃れの“イタチごっこ”の状態が続いていることから、迅速かつ幅広く指定薬物を指定し、製造・販売等の規制を強化している。

○ 指定薬物の数 68物質(平成24年4月1日) → 881物質(平成25年8月現在)

① 迅速な指定

平成24年度中3回、平成25年度(6月まで) 2回

個別指定 111物質

② 海外流通物質の指定

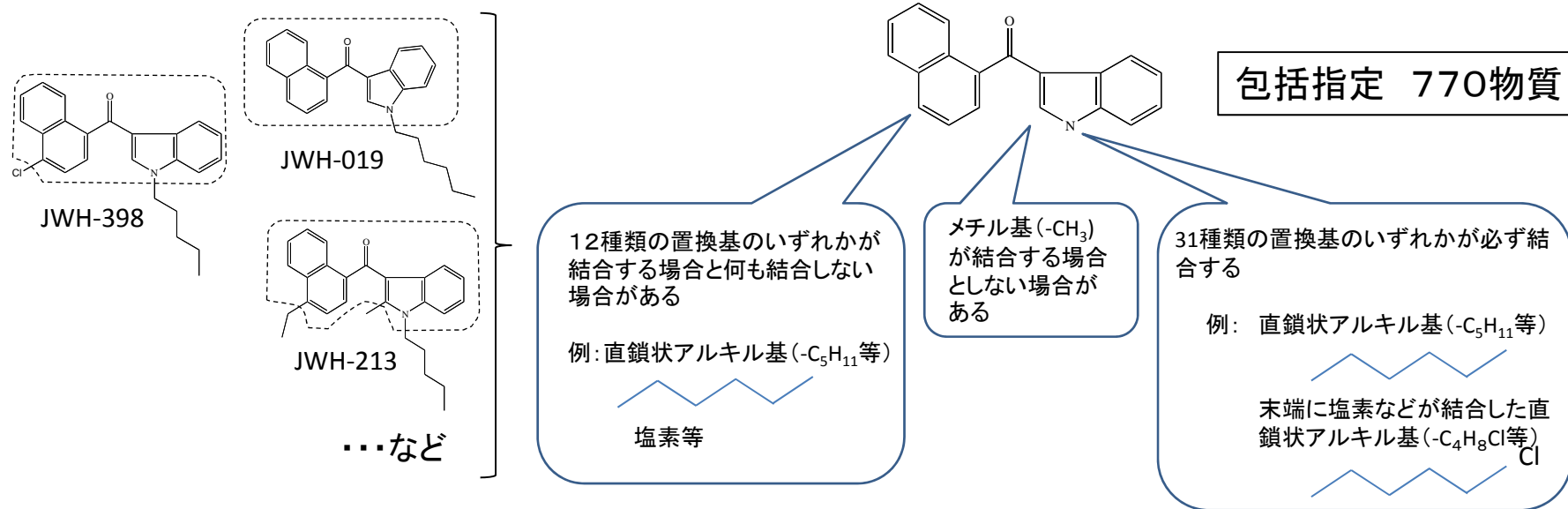
海外で流通情報のある物質を国内で流通する前に指定

8物質(111物質の内数)

③ 包括指定

平成25年3月22日施行

化学構造の一部が共通する合成カンナビノイド系物質群を包括的に指定



○ 麻薬指定 指定薬物に指定した後も流通している物質で依存性などが認められるものは麻薬に指定

154物質(平成24年4月1日)

166物質(平成25年4月26日)

2. 第四次薬物乱用防止五か年戦略に基づく今後の取組(平成25年8月策定)

①普及啓発

○これまでの取組を引き続き、積極的に推進

- ・ 薬物乱用防止啓発読本を作成、配布、街頭キャンペーン等の充実等
- ・ 様々な形態・媒体を通じた普及啓発活動の推進
- ・ 研修会の開催、各種啓発資材の活用による薬物乱用防止指導員の資質向上



○合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する薬物乱用に関する啓発等の強化

- ・ 「あやしいヤクブツ連絡ネット」の積極的に活用した乱用防止及び啓発活動
- ・ 乱用拡大を防止するため、関係機関・団体等と緊密に連携し、指定薬物等の有害性・危険性に関する情報を充実させた啓発活動を的確に実施

【あやしいヤクブツ連絡ネット】

指定薬物を含む違法ドラッグ等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報にアクセスできます。

<http://www.yakubutsu.com>

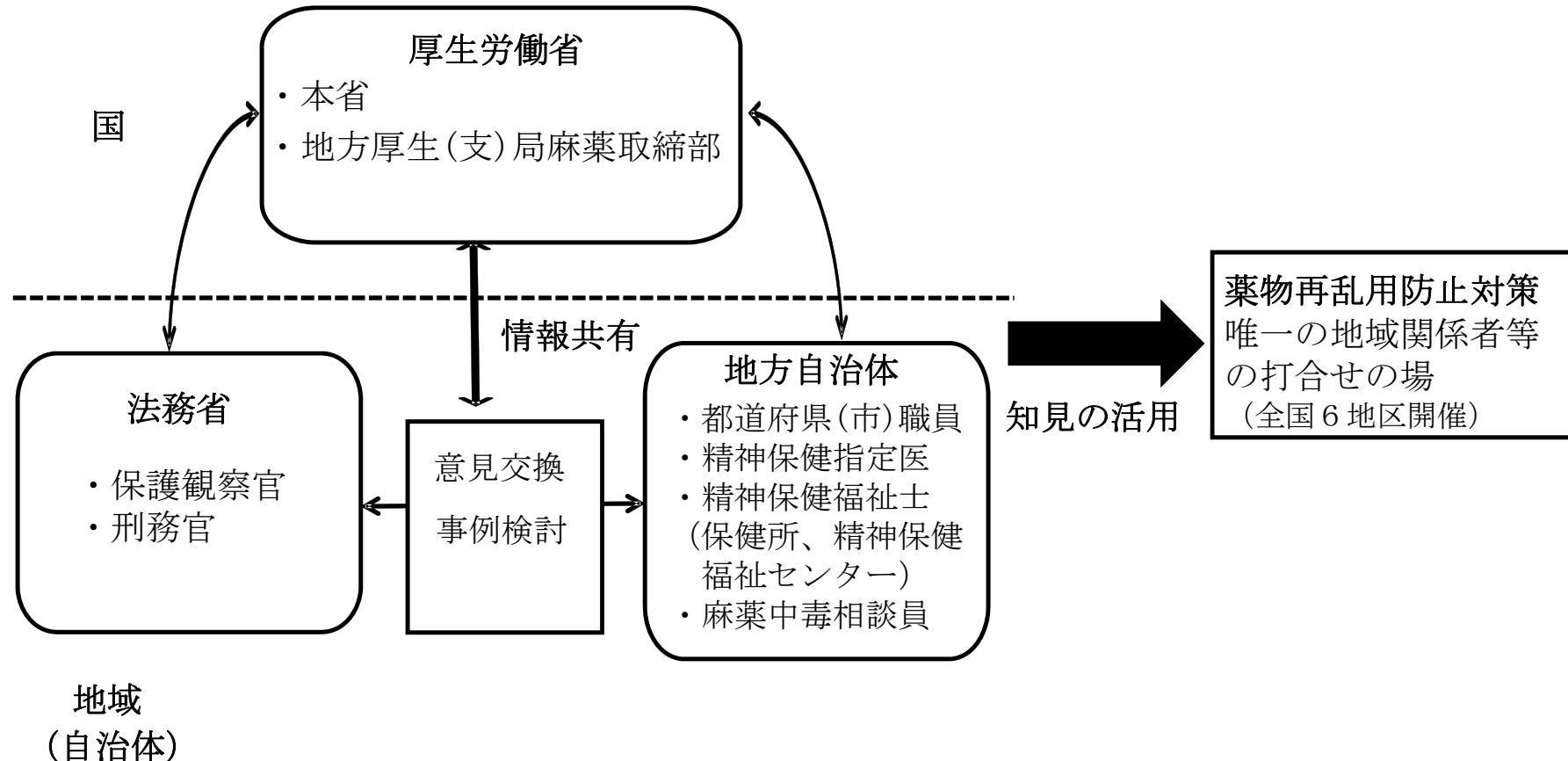
コールセンター 03-5542-1865

②再乱用防止

(1)薬物中毒対策連絡会議

○全国6地区(北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州沖縄)で開催

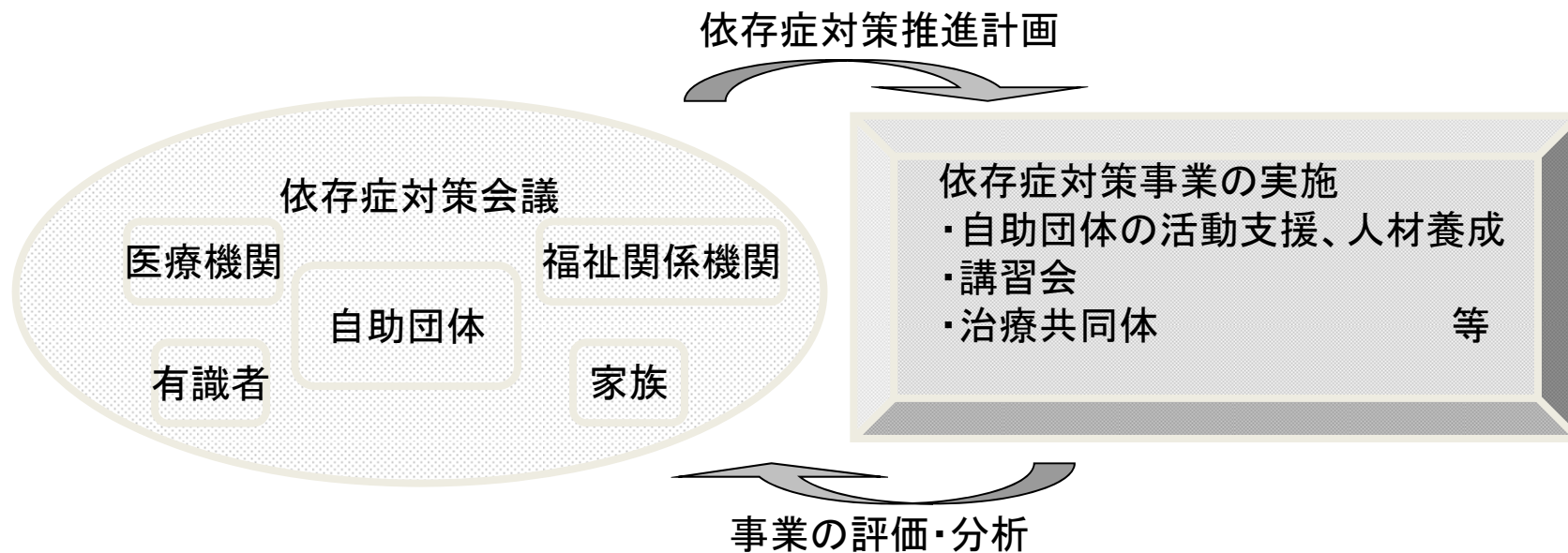
○薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関(医療機関、取締機関、行政機関等)が参加して、情報・意見交換を実施



(2) 地域におけるネットワーク体制

○ 地域依存症対策の推進

- ・ 地域依存症対策に係る地域連携体制の構築
- ・ 平成23年度まで実施した地域依存症対策推進モデル事業において特に効果の高い事業について、引き続き効果・検証を実施



(3) 相談事業の実施

- 保健所(全国に495カ所)・精神保健福祉センター(全国に69カ所、(東京都に3カ所 各道府県に1カ所、各政令指定都市に1カ所))での薬物相談窓口において、薬物関連相談事業の実施。
- 全国の麻薬取締部(7局・1支局・1支所・3分室)に「麻薬・覚せい剤」相談電話を設け、薬物関連相談事業を実施。

(4) 「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(通称「家族読本」)の作成・配布

【家族読本】(平成19年度～)



- 薬物乱用者の家族を啓発・支援するため、薬物依存に関わる情報や質疑応答などを掲載。

(掲載ホームページ・URL: 厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_doikuhon.html

- 本年、薬物依存症治療の内容の追記等改訂を予定。

- 主な配布先: 都道府県薬務主管課
家庭裁判所
教育委員会
高等学校、国立大学
民間団体等

③取締

○薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底

これまでの取組を引き続き、積極的に実施

- ・各種捜査手法を活用し、薬物密売の中枢となっている暴力団やイラン人等外国人密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底し、供給面及び需要面からの取締りを推進する。
- ・関係省庁による「薬物取締強化期間」の実施、定期的な情報交換会議及び人事交流等により、関係省庁との緊密な連携を図り、総合的な薬物対策を講じる。

○合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物への対応の強化

新たな乱用薬物により迅速・的確に対応

- ・合法ハーブ等と称して販売される薬物に対しては、指定薬物への迅速な指定や新たな包括指定を実施するとともに、薬事監視員に加えて麻薬取締官・員も活用して、販売業者に対する監視指導・取締りを強化する。
また、指定薬物の分析結果に関するデータベースを構築することなどにより、分析体制の強化を図る。
- ・指定薬物及び麻薬の指定予定
 - 10月上旬頃 指定薬物7物質の指定省令公布
 - 11月下旬頃 指定薬物(カチノン系化合物の一群)の包括指定の省令公布
 - 12月中旬頃 麻薬3物質の指定政令公布